委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	
2. 都道府県名	香川県	
3. 市区町村名		
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番 号	113-1-1(2)	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/	

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せ てその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事務で あって規則で定めるもの(学び直し)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		香川県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条別表 第1の5
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	香川県公立高等学校学び直しへの支援金支給要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等における教育に係る経済負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的</u> とする。	第2条 学び直し支援金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条に規定する 高等学校等を退学した後、県立高等学校又は高松第一高等学校に再入学し、又は編入学 した生徒であって、法の規定による高等学校等就学支援金の支給の対象となる期間の経過 後に引き続き県立高等学校又は高松第一高等学校に在学するものに対し、その授業料等 の支援をすることにより、その教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等 に寄与することを目的として、予算の範囲内において、支給する。
⑦独自利用事務の関連規範		香川県公立高等学校学び直しへの支援金支給要綱